

## 組合Q &amp; A

会社法の施行に伴う  
中小企業等協同組合法の改正

5月1日、「会社法」が施行された。同法は、会社に係る各種制度のあり方について、体系的かつ抜本的な見直しが行なわれ新たな法典として創設されたことは本誌昨年10月号で紹介したとおりです。

中小企業及び中小会社に関係の深い項目として、①会社法制の現代語化②株式会社と有限会社の一体化③設立できる会社は株式会社、合名会社、合資会社、合同会社④機関設計の柔軟化⑤最低資本金規制の撤廃⑥定款自治の範囲の拡大等が盛り込まれている。

また、同日、同法と併せて「中小企業等協同組合法」（以下「組合法」という）、「中小企業団体の組織に関する法律」（以下「団体法」という）等の規定の整備が盛り込まれた「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という）も施行された。整備法では、組合法における商法から会社法への準用の変更に伴う準用条文の変更、合併に関する規定の全面整理等とともに、団体

法における組合から会社への組織変更に係る規定の整理等が盛り込まれており、以下は組合法を中心に、その改正点の概要を述べる。

## ■類似商号規制の廃止

組合の名称について、現行組合法第6条3項が準用していた現行商法第19、20条が廃止されたことにより、同一市町村において既に登記されている同一の名称を登記することができない旨の規定がなくなった。しかし、商業登記法第27条において、既に他人が登記した名称と同一であり、かつ、その主たる事務所の所在場所がその他の人の名称の登記に係る主たる事務所の所在場所と同一であるときは、その名称の登記をすることができない旨明文化された。

なお、現行組合法と同様に、名称の不正使用は許されず、これに對しては、侵害の停止又は予防の請求ができる。（新組合法第6条第3項・会社法第8条）

## ■公告の方法

定款で定めるべき公告方法として、電子公告の方法が選択できる旨明記され、そのための規定が置

かれた。（新組合法第33条）

## 【参考】

組合の電子公告は、公告すべき内容を組合のインターネットホームページに掲載してする方法であり、電子公告を公告方法とする場合には定款にその旨を定め、公告ホームページのアドレスを登記し、公告期間中、公告ホームページに公告内容が掲載されているかについての調査機関の調査を受ける必要がある（調査結果通知書が登記申請の際の添付書類となる）。

なお、官報については、現在、紙の官報と同一内容のものが独立行政法人国立印刷局のインターネットホームページに掲載されているが、電子官報は電子公告に当たらない。これは、電子官報は紙の官報に附属するものと取り扱われており、無料で電子官報を閲覧できる「官報閲覧サービス」は、当日を含む1週間分の内容に限られている等の点において、電子公告と同等のものといえないからである。

## ■役員任期

役員任期について、定款をもって、任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸

長できる旨規定された。（新組合法第36条第3項）なお、この規定は、会社においては、従来から規定されていた。（現行商法第256条第3項）

## ■理事会の権限

組合法36条の5、組合は、理事会を置かなければならない。②理事会は、すべての理事で組織する。③組合の業務の遂行は、理事会で決する。

従来は商法の取締役会の権限の規定を準用していなかったが、会社法第362条の規定に倣い明文化された。ただし、会社法の株式会社においては、取締役1人でも差し支えなく「取締役会」を設置しない機関設計も可能になっているが、組合においては定款の定めをもってしても廃止することはできない。

## ■理事会の書面決議

理事会の決議において、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決

する旨の理事会の決議があったものとみなす旨定款で定めることができる」と規定された。(新組合法第36条の6の第4項)

また、会社法において、取締役会への報告につき、取締役の全員に対し、取締役会に報告すべき事項を通知したときは、取締役会への報告を要しないものとされた(会社法第372条)のに伴い、理事会につき同様の規定が置かれた。(新組合法第36条の6第5項)

■ 共同代表・共同代理の廃止

理事の共同代表(2人以上の者が共同して代表するものと定めること)の制度が廃止された。

また、参事の共同代理人制度も廃止された(新組合法第44条)

これは、会社法において共同代表取締役の制度と参事の共同代理の制度が廃止されたことに伴うもの。

■ 役員の仕事懈怠の損害賠償

役員がその仕事を怠った場合、組合に対してこれによって生じた損害を賠償しなければならぬが、この役員の仕事に責任につき、役員が職務を行なうにつき善意かつ重過失がない場合には、総会の特別

決議により、賠償責任額のうち、代表理事、それ以外の理事、監事につきそれぞれ年間の職務遂行の対価の額の6年分、4年分、2年分を超える部分につき、免除できる旨の規定が設けられた。(新組合法第38条の2の第5項)

■ 組合員の代表訴訟

組合員の代表訴訟に関して、準用する会社法により、組合員が自己又は第三者の不正な利益を図り、又は組合に損害を加えることを目的とする場合には、代表訴訟の提訴請求ができない旨が明文文化され、また、組合が組合員から提訴請求に応じない場合において、当該組合員または当該提訴請求に係る理事からその請求があったときは、その不提訴の理由を通知しなければならぬこととされた。(新組合法第39条)

■ 総会招集手続きの省略

総会について、組合員全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく開催することができる旨明文文化された。(新組合法第49条第3項)

また、総会の議決事項について、

上記場合には事前に通知した事項以外の事項についても議決できる旨明文文化された。(新組合法第52条第4項)

■ 出資1口の金額の減少

出資1口の金額の減少につき、財産目録及び貸借対照表の備え置き、組合員及び債権者による閲覧請求並びに官報及び定款で定める方法による公告を行なった場合の個別債権者への催告の省略について規定された。(新組合法第56条、56条の2)

■ 合併

合併について、吸収合併、新設合併それぞれにつき、具体的な手続きに関する規定が置かれた。(新組合法第63条の2ないし64条)

■ 電磁的記録

次の各書類について、電磁的記録による方法の規定が置かれた。

- ① 会員名簿(新組合法第10条の2)
- ② 定款(同第34条の2)
- ③ 理事会の議事録(同第36条の7の第2項以下)
- ④ 理事が作成すべき決算関係書類(同第40条)
- ⑤ 役員の変更の請求のために組合員が組合に提

出すべき書面(同第42条) ⑥ 参事の解任請求のために組合員が提出すべき書面(同第45条) ⑦ 総会議事録(同第53条の3)

【参考】①「組合員名簿」について

は組合が作成しなければならないことが明文文化された②「定款」等を、書面をもって作成した場合と、電磁的記録をもって作成した場合とで、閲覧・謄写の請求に係る提示の方法が異なるため、両者の方法が示された③「理事会議事録」が書面で作成されているときは、出席理事がこれに署名し、又は記名押印しなければならないとし、署名のみで差し支えないことが明示された。また、議事録が電磁的記録をもって作成される場合においては主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置を採らなければならない(電子署名)④「決算関係書類」の閲覧・謄写を請求することができる時間の概念を明確にし、従来の「いつでも」を「業務取扱時間内は、いつでも」に修正された⑤「総会議事録」が電磁的記録で作成されている場合であって、従たる事務所で表示できるようにしてある場合には、議事録の写しを備え置く必要はない。